

国民年金のお知らせ

年金生活者支援給付金とは？

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。



給付金を受給したい場合はどうしたらいいの？

給付金を受け取るためには、年金生活者支援給付金請求書の提出が必要です。提出方法は、以下のとおりです。

- ① 年金事務所から該当者へ年金請求書とともに送付されますので、必要事項を記載し返送してください。
- ② すでに年金をもらっている場合でも前年所得が低下等により非課税相当であると認められる方には、年金事務所から書類が送付されますので、内容を確認のうえ返送してください。

※なお、下記の支給要件を満たしていない場合は支給されません!!

支給対象となる方

- | | |
|-------------|---|
| ① 老齢基礎年金受給者 | ・ 65歳以上の者
・ 請求される方の世帯全員が、市町村民税非課税
・ 前年の年金収入額とその他の所得の合計が881,200円以下 |
| ② 障害基礎年金受給者 | ・ 前年の所得が4,721,000円以下
(扶養親族等の人数に応じて増額する。) |
| ③ 遺族基礎年金受給者 | ・ 前年の所得が4,721,000円以下
(扶養親族等の人数に応じて増額する。) |

1ヶ月あたりの支給額

- | | |
|-------------|--|
| ① 老齢基礎年金受給者 | ◆ 5,140円 × 保険料納付済期間 / 480ヶ月 |
| ② 障害基礎年金受給者 | ・ 障害等級1級の方…6,425円
・ 障害等級2級の方…5,140円 |
| ③ 遺族基礎年金受給者 | ・ 5,140円 |

年金生活者支援給付金は役場からでなく、年金事務所から支払われるものです。

給付金に関するお問い合わせは、給付金専用ダイヤルへ！ (☎0570-05-4092)

お問い合わせ先

町民課年金係

☎ 47-4681